

| | |
|------------------|------------------|
| <h1>静 岡 市 報</h1> | 号 外 |
| | 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 |
| | 発 行 所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発 行 日 毎月 1 日・随時 |

告 示

静岡市告示第520号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 16 日

静岡市長 田 辺 信 宏

区域 1（指-19号部分）

- 1 要措置区域（別図のとおり）
静岡市葵区瀬名四丁目1458番43の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
当該土地において地下水の水質測定

区域 2（指-20号部分）

- 1 要措置区域（別図のとおり）
静岡市葵区瀬名四丁目1458番43の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

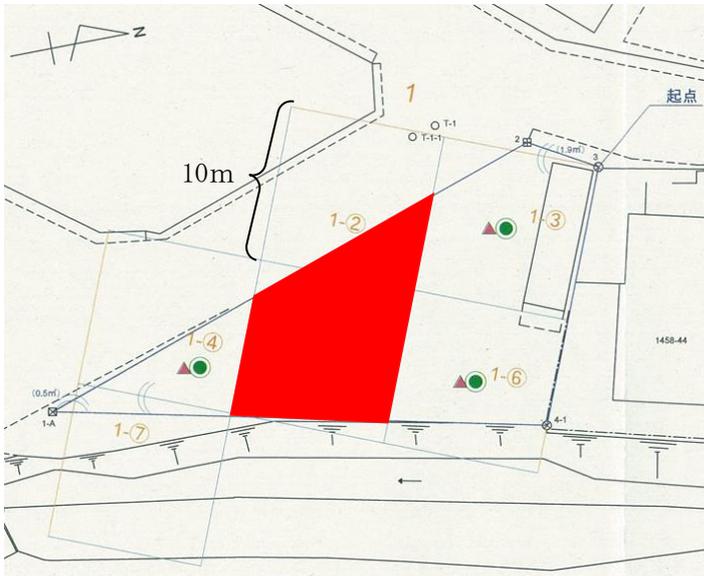
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
基準不適合土壌以外の土壌により覆う

(別図)

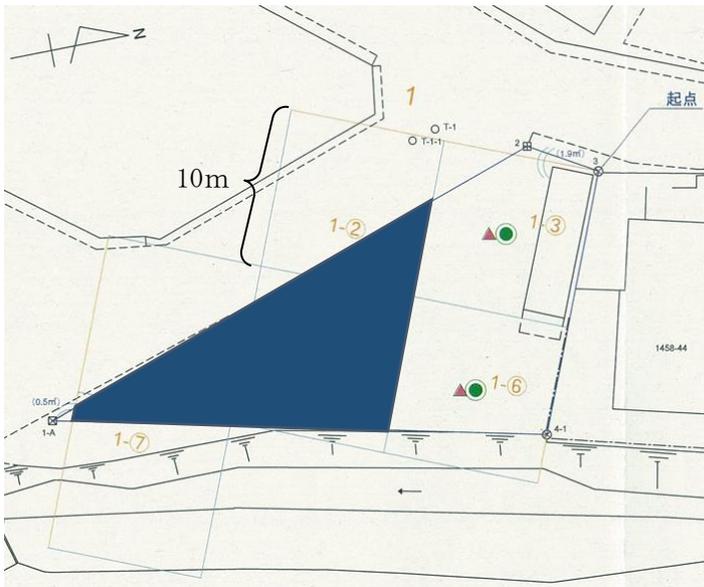


周辺地図 静岡市葵区瀬名四丁目1458番43 (当該地を赤塗)

【平面図】



 区域 1



 区域 2

静岡市葵区瀬名四丁目1458番43の一部